

# 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

一部改正 平成28年5月25日千消会第40号

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日締結）第9条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

## (航空特別応援の対象)

第2条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

## (航空特別応援の種別)

第3条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第4条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さ）300メートル以上、視程3,000メートル以上、風速毎秒15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第5条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票（様式第1号）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

(航空特別応援の決定通知)

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

(航空特別応援の中止)

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

(航空特別応援の始期及び終期)

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点に終了するものとする。

- 2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始まるものとする。
- 3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

(出動したヘリに対する指揮等)

第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

- 2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部等の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。
- 3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者間の通信連絡は、主運用波2を使用し、輻輳時等は統制波を使用する。無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

(航空特別応援の報告)

第10条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書（様式第2号）により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

- 2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別

応援災害報告書（様式第3号）により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

（要請側の市町村等の事前計画）

第11条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「臨着場」という。）の位置図等
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) 臨着場への職員の派遣
- (4) 離発着に伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
- (5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
- (6) その他必要と認める事項

3 前項各号の計画のうち、第1号については飛行場外離発着場調査票（様式第4号）により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とするものとする。

（応援側の情報提供）

第12条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表（様式第5号）により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

（航空特別応援に要する費用の負担区分）

第13条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村等の負担とする。

- (3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
  - (4) 前3号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。
- 2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前項第1号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書（様式第6号）により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

（ヘリの事故発生時の連絡）

第14条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故を発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

（救急出動に関する運用）

第15条 第3条第4号に定める救急出動に関する運用については、この要綱に定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別 表（第5条関係）

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所 在 地	電 話 番 号 等	連 絡 先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 1丁目2番1号	電話 043-223-1831 FAX 043-202-1676	消防局 警防部指令課

様式第1号

## 航空特別応援要請連絡票

要請側消防 本部等連絡者	応援側消防 本部受報者

要請側市町村等名					
要請者職・氏名					
要請日時	平成	年	月	日	時 分
災害発生日時	平成	年	月	日	時 分
災害発生場所					
災害の概要					
応援の種別	1調査	2火災	3救助	4救急	5救援
活動の拠点	定置場	離発着場			
応援の具体的な内容					
必要資機材					

離発着可能な場所	第 1 順位				
	第 2 順位				
現場最高指揮者 職 氏名 無線局名	職 氏名		無線 局名		
離発着場における資機材の準備状況					
他の消防本部に対するヘリの応援要請状況					
他機関の航空機及びヘリの活動状況					
気象状況	天候	風向	風速 m/s	視程 m	
特殊気象の発令状況					
ヘリの誘導方法	消防無線による誘導				
要請側消防本部等連絡先					
その他参考事項					

## 航空特別応援活動報告書

(消防本部名)

応援の種別	1調査 2火災 3救助 4救急 5救援				要請者 職・氏名	職名	
応援要請受報日時	平成 年 月 日 時 分						
出動時分 (離陸)	平成 年 月 日 時 分	帰投時分 (着陸)	平成 年 月 日 時 分		応援時間	時間 分	
現場到着時分	平成 年 月 日 時 分	活動開始時分	平成 年 月 日 時 分		活動終了時分	平成 年 月 日 時 分	
災害発生場所							
活動概要							
被救助者	氏名	年令	性別	職業	住所		
使用資機材							
応援出動隊員	隊長		隊員		その他 搭乗者		
	機長		隊員				
	隊員		隊員				
	隊員		隊員				
	隊員		隊員				
人員・資機材の異常の有無							
その他の							

担当者・職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

## 航空特別応援災害報告書

(市町村等名)

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分			覚知日時	平成 年 月 日 時 分		
災害終息日時				災害活動時間			
災害発生場所							
災害の種別							
災害の概要							
被害の程度 (死傷者)	1. 住所 2. 氏名 3. 性別 4. 生年月日 5. 年齢 歳 6. 職業 7. 病名						
消防隊の活動概要							
消防隊の出動状況	要請側	1. 2. 3.					
	応援側						
他機関の航空機等の出動状況及び活動内容							
その他							

担当者・職名氏名電話 ( ) (内線)

様式第4号

飛行場外離発着場調査票

離発着場名					
所有者	地名・番地				
	所有者又は 管理者	住所		電話	
		氏名		職業	
土地の状況	長さ・幅	長さ	m	幅	m
	勾配	縦断勾配	横断勾配		
	面積				
恒風方向					
付近の障害物の状況					
離発着場との 連絡方法					
その他					

(市町村等名)

離発着場位置図 (1/ )	離発着場位置図 (1/ )
1/50, 000	1/10, 000
離発着場見取図 (恒風方向を矢印で記入すること)	
1/3, 000	

## 様式第5号

## ヘリコプター性能表

	消防本部名		
	機種・機名		
	愛称名・無線呼称		
機 体	製造会社名		
	型 式		
	全 長 (m)		
座 席 数	主回転翼直径 (m)		
	乗務員数 (人)		
重 量	その他 (人)		
	全備重量 (kg)		
	空虚重量 (kg)		
エン ジ ン	有効搭載量 (kg)		
	製造会社		
	型 式		
性 能	基 数		
	最大速度 (km/h)		
	巡航速度 (km/h)		
	航続距離 (km)		
	航続時間 (h)		
	実用上昇速度 (m)		
燃 料	耐風性能 (m/s)		
	使 用 燃 料		
	タンク容量 (L)		
	増設タンク容量 (L)		
装 置	消 費 量 (L/h)		
	カーゴスリング (kg)		
	ホイスト (kg)		
主 な 装 置	タ ン カ (人分)		
	拡 声 装 置 (W)		
	サーチライト (W)		
	消火バスケット (L)		
保 険	対 人		
	対 物		
	搭 乘 者		
	機 体		
	年間保険料(円)		

様式第6号

第 号  
年 月 日

様

請求者

市町村名

職・氏名

航空特別応援に要した費用請求書

年 月 日 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に基づき出動しましたので、同要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり応援に要した費用を請求します。

記

請求金額 円

費 用 内 訳	項目・内容	金額
	義務事項	
	協議事項	
合計		円

※ 添付資料・・・・・・積算基礎資料